

# 保健機能食品の市場開発と課題

公益社団法人 日本技術士会 登録  
食品産業関連懇話会 会員  
日本食品技術株式会社 代表取締役  
技術士（農業部門・食品製造）

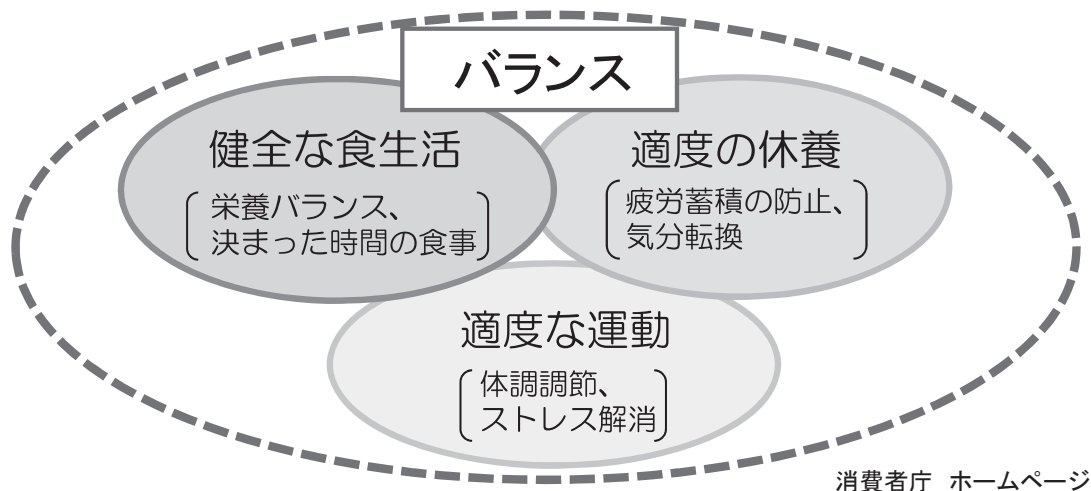
江本 三男



## はじめに

食品の栄養機能として、健康の維持増進に寄与することが求められている。日々の健康の維持に必要なのは、基本的に「運動」・「休養」・「栄養」のバランスと生活リズムを重視することが重要である。先ず適度な運動により、体調の調

節やストレスの解消が可能となる。また適度な休養は、疲労蓄積の防止と気分転換が可能となる。ここで、食品の業界で活動する者として、食生活について言及する。健全な食生活は、栄養のバランスと決まった時間の食事が重要である。（図一 健康の維持増進）



図一 健康の維持増進

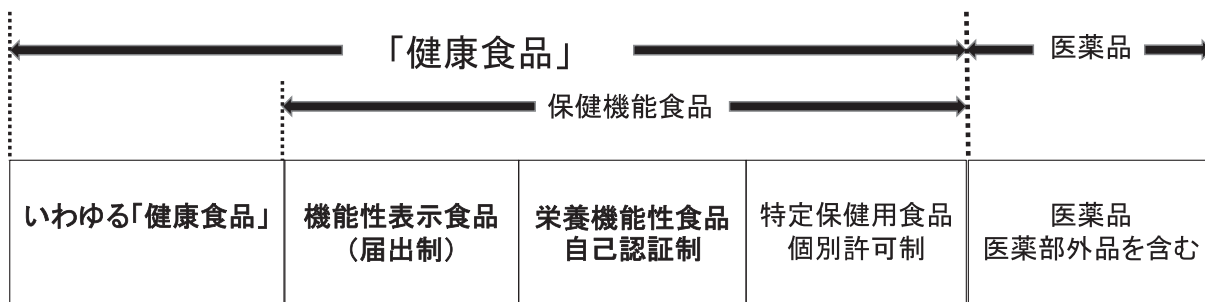
## 2. 健康食品と商品の差別化

通常の食生活をしていくなかで、必要とされる栄養成分を摂取できない状況に至って初めて、いわゆる「健康食品」を検討することになる。あるいは、より健康になるために「健康食品」を摂取することも考えられる。「健康食品」とは、法律上の定義は無く広く健康の保持増進に資するとして販売・利用されるものである。そのなかで、国の制度として、安全性や有効性

に関する基準等を満たし、食品に機能性を表示することが可能な商品として「保健機能食品」がある。食品市場において商品の差別化として機能性を表すことは、古くから行われている。例えば、医薬品企業が食品を販売すると、消費者はこれを通常の食品と異なり、商品の安全性や薬理効果に近いものを期待する可能性がある。いわゆる、「保健機能食品」は、医薬品と食品のニッチな市場で展開されてきた。この状

況で、医薬品企業の食品部門が有利な存在であった。現在では、食品企業が普通に、機能性

を前面にして商品開発をしている。(図一2 「健康食品」とは)



厚生労働省 ホームページ

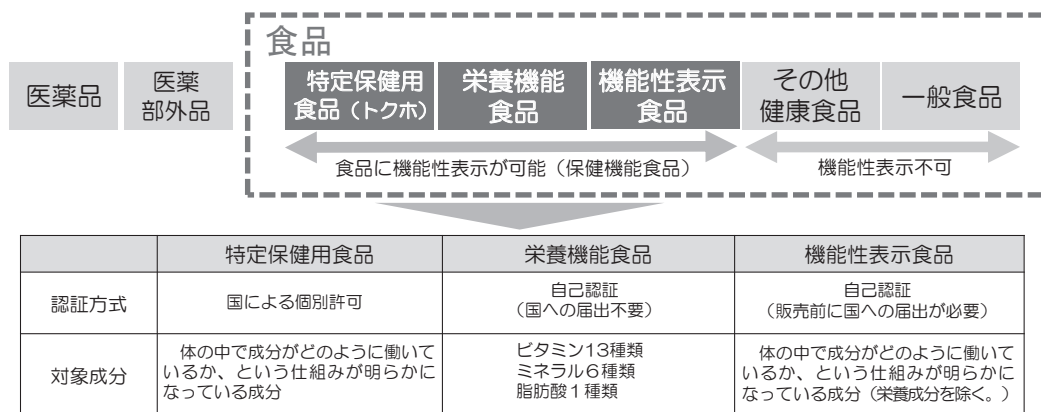
図一2 「健康食品」とは

### 3. 保健機能食品の分類

現在の市場において、イメージではなく実際に機能性を表示できることを特徴とするのは、1991年に制度が始まった保健機能食品といわれるものである。この食品は、分類により「栄養機能性食品」「機能性表示食品」「特定保健用食品（トクホ）」に分類される。「栄養機能性食品」は、規格基準型といわれて、特定の栄養成分を配合すれば、その成分の機能性を表示することが可能である。いわゆる、低い開発経費と短い開発期間で一般商品と差別化できる機能性の表示が可能な商品開発ができるのであり、多くの商品群が市場に現れた。さらに最近話題となっている「機能性表示食品」は、2015年にその制度が始まった。この食品は、ヒト臨床試験の発表済みのものを含むデータ（エビデンス）

が主体であり、特別保健用食品のように長期間で高額な臨床データの作成を求められず、比較的安価で短時間の開発が可能とされ、食品開発の現場で持て囃されているのが実情である。但し、過去に特別保健用食品の申請を却下された食品が承認されたり、臨床データの優位差に問題がみられたりと、今後も継続して監視の対象になるといわれる。

保健機能食品のなかで最も古く、この制度とともに始まった特別保健用食品は、多くの臨床データが要求され、数年という臨床試験期間と数千万円から時には、数億円といわれる高額な開発経費が必要である。それだけに、特別保健用食品は、別格の信頼される機能を持つ存在として市場で認知されている。(図一3 機能性が表示されている食品について)



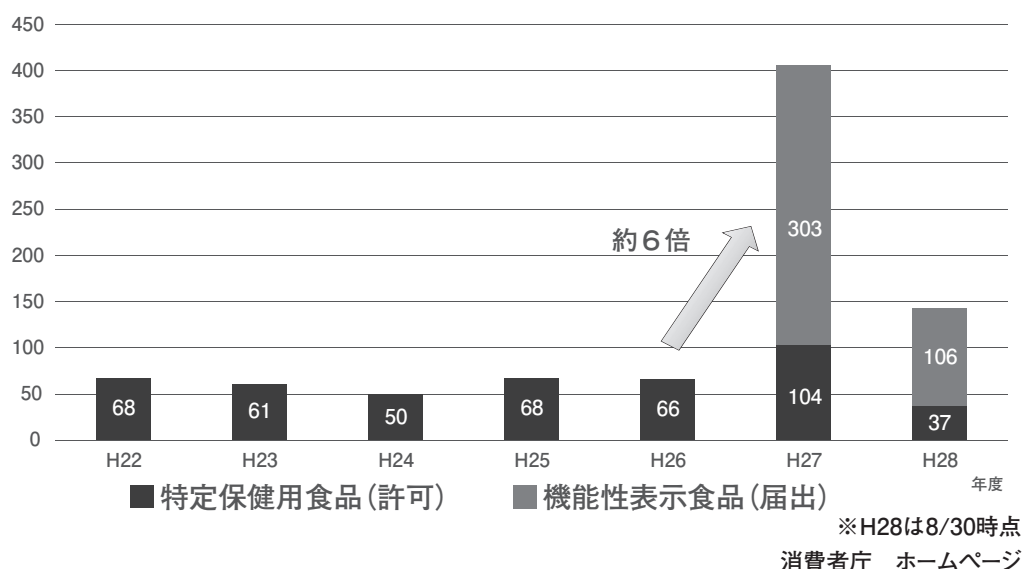
消費者庁 ホームページ

図一3 機能性が表示されている食品について

## 4. 市場の拡大

栄養機能性食品は、主体となる特定保健用食品が、約 3,800 億円<sup>4)</sup> といわれ、栄養機能食品も、約 1,000 億円<sup>4)</sup> の市場規模といわれている。これが最近の成長にかげりが見えてきたといわれる。これに昨年からの機能性表示食品は、2016 年 8 月 30 日時点で公表数 409 件（サプリメント

形状の加工食品 177 件、その他の加工食品 228 件、生鮮食品 4 件）といわれ、その販売予測は約 700 億円<sup>4)</sup> になるという楽観的な観測もされている。この状況をみると、当初の医薬品と食品の境界領域の商品差別化という目的は、十分に達成されたといえるであろう。（図—4 新たに機能性表示が可能となった食品数）



図—4 新たに機能性表示が可能となった食品数

## 5. 事故の発生と対応

消費者庁は、本年の 9 月 23 日に日本サプリメント株式会社の特別保健用食品 6 品目を「既定の関与成分が含まれていなかった」ということで表示の取り消し処分を下した。このことは、なにより消費者の信頼を裏切るものであり、食品業界のなかで特別保健用食品のみならず保健機能性食品を扱う多くの企業と業界へのマイナスの影響は計り知れない。当該の企業にとってみれば、特別保健用食品として市場に展開する為に必要とされた膨大な経費が霧散するとともに、企業の存続を危うくする状態に至っているであろう。その後の対応や指示は、すでに消費者

庁から出されており今後の経緯が注目される。

## 6. 結び

今回の事故は、業界にとっても、まさに青天の霹靂ともいわれる。健康機能食品の中で、最も時間と経費をかけてデータ作成し信頼性が高いとされた特別用途食品の問題である。順調に拡大してきた保健機能食品群の成長に影響がでるのは、明白であろう。今後とも顧客満足と企業の社会的責任を見直し大義名分のある企業活動が求められるものである。ここで、食品業界の一員である筆者も今回の事故の根底の原因と問題点を注意深くトレースしていきたい。

### (参考文献)

- 1) 「消費者の皆様へ」消費者庁ホームページ 機能性が表示されている食品について
- 2) 「機能性表示食品って何？」消費者庁ホームページ 栄養機能食品の数表
- 3) 「食品表示基準をめぐる最近の動き」消費者庁食品表示企画課
- 4) プレスリリース「マーケット情報 2016 年市場予想」(株)富士経済